

新 庁 舎 建 設 に 係 る 基 本 指 針

平成 2 4 年 9 月

旭 市

目 次

1. はじめに	1
2. 現庁舎の問題点	4
3. 新本庁舎の必要性	5
4. 基本方針の設定	6
5. 建設に向けての条件	7
6. 建設に向けてのスケジュール	8
7. 新庁舎建設推進体制	9

1. はじめに

本市は、平成17年7月1日に旧旭市、旧海上町、旧飯岡町、旧干潟町の1市3町が合併して市政を施行し、現在に至っている。

また、市の組織機構は、新市発足時、旭市役所庁舎を本庁とし、三町の役場庁舎を支所として、各支所には5つの室を設置し、本庁の課が所掌する業務の大半を支所においても取り扱うこととしたが、定員適正化計画に基づく人員の削減や効率的な行政運営を考えた結果、徐々に本庁に機能を集約するも、事務スペースの確保が困難なことから分庁方式を採用することとなり、下記の変遷をたどりながら事務事業を行っている。

【組織等の変遷】

《平成17年度》 平成18年3月20日

- ・教育委員会（庶務課、学校教育課、生涯学習課）を青年の家から海上支所へ移設

《平成18年度》 平成18年4月3日

- ・農水産課及び農業委員会を南分館から干潟支所へ移設するとともに、商工観光課を南分館から青年の家へ移設
- ・各支所の保健福祉室を福祉室とし、保健業務を健康管理課へ集約
- ・干潟支所産業室を廃止し、農水産業務は農水産課へ集約し、商工観光業務を庶務室へ移管

《平成19年度》 平成19年4月1日

- ・海上支所及び飯岡支所の産業室を廃止し、両支所へ農水産課及び商工観光課直轄の分室を設置
- ・平成20年3月24日 建設課を第二庁舎から飯岡支所へ移設
- ・平成20年3月31日 環境課を本庁舎から第二庁舎へ移設

《平成20年度》 平成20年4月1日

- ・各支所の税務室を廃止し、税務課直轄の分室を設置
- ・各支所の土木室を廃止し、建設業務を建設課へ集約。
なお、干潟支所へは建設課直轄の国土調査班を設置
- ・各支所土木室で行っていた水道業務を水道課へ集約

- ・海上支所分室及び干潟支所庶務室で行っていた商工観光業務を商工観光課へ集約
- ・各分室で行っていた農水産業務を農水産課に集約（本庁の農水産課分室も廃止）
- ・日直業務を本庁1ヵ所に対応（支所の日直の廃止）

《平成21年度》 平成21年4月1日

- ・各支所の住民室と福祉室を統合し住民福祉室を設置（各住民室で行っていた環境課業務は環境課へ集約）
- ・建設課国土調査班（干潟支所）を建設課用地班と統合
- ・国体推進室を総合体育館へ移設

《平成22年度》 平成22年4月1日

- ・行政改革推進課及び子育て支援課を新設
- ・各支所の庶務室と住民福祉室を統合し、住民室を設置（住民福祉室で行っていた社会福祉業務及び高齢者福祉業務をそれぞれ社会福祉課及び高齢者福祉課へ集約）

平成23年3月31日

- ・国体推進室を廃止

《平成23年度》 平成23年6月1日

- ・3支所の税務課分室を廃止し、税務業務を税務課へ集約
- ・子育て支援課を子育て支援班と保育班の二班体制とし、本庁第2分館から南分館に移設
- ・体育振興課を新設し、総合体育館内に設置
- ・企画課を企画政策課とし、新たに政策推進班を設置（事務室を行政改革推進課と交換）
- ・市民課を市民生活課とし、新たに市民生活支援班を設置

合併後の組織・機構は上記の変遷をたどり、現在は下記施設に分散した執務体制の中で、市政を運営しているが、効率性、利便性、機能性、安全性、防災対応上等からも、市民のための庁舎として十分機能をしていない状況にある。

- 【分散施設】
- ・本庁、第2分館（社会福祉課）及び南分館（子育て支援課）
 - ・第2庁舎（環境課・都市整備課）
 - ・海上支所（庶務課・学校教育課・生涯学習課）

- ・飯岡支所（建設課）
 - ・干潟支所（農水産課・農業委員会）
 - ・総合体育館（体育振興課）
 - ・青年の家（商工観光課）
 - ・保健センター（健康管理課）
- ※ 水道課・下水道課は除く。

また、合併時の新市建設計画においては、新庁舎の建設について、財政状況を勘案しつつ、新市において基金の積立てを開始するとともに、新庁舎の建設計画を策定し、早期に新庁舎を建設することとしており、さらに、旭市総合計画において、新庁舎の場所、規模、資金計画等について検討し、平成21年度を目標に建設基本構想を策定し、平成26年度に新庁舎を建設することを目標とした。これらの方針に基づき、平成19年1月24日に庁舎建設検討委員会を設置し、市庁舎の将来的なあり方を「既存庁舎の活用」「分庁方式の導入」「合併特例債期間内の新庁舎建設」「長期的スパンによる新庁舎建設」の4つのケースに分けて議論がなされたが、同時に他の公共施設の統合整備も進めていく中で、地域の特性や地域間のバランスを考え、住民生活に急激な変化を及ぼさないことに配慮するとともに、市内小中学校の耐震補強を優先して実施したため、市庁舎については、当初目標とした期間で計画を進めることができなかった。

そのような中、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、災害対策本部を設置した本庁舎自体が、耐震基準を満たしていないことに加え、老朽化も進み安全性が確保されていないことから、建物の一部に亀裂が生じるなどの影響を受けるに至った。このことから、市庁舎の防災拠点機能としての重要性を再認識し、また、有事の際にそれぞれの部門が的確に対応できる体制を確立するためには組織の集約は必要不可欠なものとする。

市庁舎の安全性の確保に加えて、現在の行政組織が抱える様々な問題を解消し、市民サービスの向上を図るとともに、行政効率を一層高めていくためには、新庁舎の建設は早期に取り組まなければならない重要な課題であり、さらには、被災地方公共団体に対する合併特例期間が延長されたことから、有利な財源の活用が可能な期間に建設することが適切と考える。

よって、ここに新庁舎建設に係る基本指針を示し、平成30年度に新庁舎を開庁することを目途として庁舎建設基本構想を策定することとする。

2. 現庁舎の問題点

現在の庁舎は、次のような問題点を抱えており、市民サービスの向上を図るうえからも支障がある。

(1) 分庁方式による弊害

① 市民サービスにおける課題

各課等が分散しているため、市民にとっては、どの課等がどの庁舎にあるかわかりにくいという不満がある。

また、庁舎の分散により利用者の用件が各課等にまたがる場合、各庁舎間を移動しなければならない、当市の公共交通機関の状況から勘案し、自家用車以外の交通手段ではスムーズな移動が行えず、市民にとっては非常に不便な状況にあり、市民の利便性のうで大きな課題となっている。

② 行政運営上の課題

現状の分庁方式では、行政組織が各課等の単位で各庁舎に分散していることから、職員の連帯感が希薄になるとともに、縦割り組織の弊害傾向が強く、組織の合理化の阻害要因となっている。

また、多様化する市民ニーズに対して迅速な対応が求められているが、決裁などで各庁舎間の移動が必要となり、迅速な事務処理が困難になっている。このような状況は市の意思決定について遅れが生じることになり、円滑な行政運営を行ううで大きな障害となっている。

さらに、庁舎間の移動にかかる人的、物的経費や分庁舎ごとの維持管理経費等、組織の合理化とともに財政上の大きな課題となっている。

(2) 庁舎の老朽化

① 庁舎の老朽化

現在使用している庁舎は、建築後47年を経過しており、老朽化とともに耐震性能に問題がある。更には平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、建物の一部に亀裂が生じるなどの影響を受けており、現状のままでは安全性が確保されているとは言えず、今後、大きな災害等が発生した場合、対策本部が設置されるべき庁舎が多大な被害を受ければ迅速かつ総合的な被災者の救援や道路・水などのライフラインの復旧などが困難となる。

② 施設整備

現在使用している庁舎は、多目的トイレ・てすり・エレベータ等の整備など高齢者や障がいのある人への対応が十分ではなく、利便性に欠け、人にやさしい施設整備が行われていない現状にあり、抜本的な対策が必要不可欠である。

3. 新本庁舎の必要性

市本庁舎は市政全般にわたる中心的な行政拠点であり、市民サービスを基本とし、親しみやすく利用しやすい施設、また、市民生活の安全が図られる機能を有したものでなければならない。

そのため、新庁舎を建設することにより、次のような効果が期待できる。

(1) 市民サービスの向上

庁舎を統合し、機能を集中することにより、利便性が向上し事務の効率化が図られ、市民サービスの更なる向上を図ることができる。

(2) 高齢者、障がいのある方々への対応

高齢者、障がいのある方はもとより、すべての人にやさしく、快適に利用できるよう配慮した設備を整備することにより、利便性の向上を図ることができる。

(3) 防災拠点の形成

防災機能の強化を図ることにより、災害発生時の対策本部としての機能の強化を図ることができる。

(4) 行政運営の効率化

庁舎を統合することにより、市の意思形成と意思決定がスムーズに行うことができるとともに、行政組織を集約化することにより、組織の合理化また維持管理費等の削減が可能となり、行政運営の効率化を図ることができる。

4.基本方針の設定

前各項の観点から、市民にやさしく、市民にわかりやすく、市民にサービスを迅速かつ的確に提供することができ、また、市の業務が能率的に運営できるよう機能的な職場環境を整備することを目的として、建設にあたっての基本方針を次のように設定する。

- (1) 人にやさしく、わかりやすく、利用しやすい機能や安全性に配慮するとともに、市民のふれあいの場として親しまれる庁舎とする。
- (2) 高齢者や障がいのある方はもとより、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインが導入された庁舎とする。
- (3) 議会の独立性を保ち、市民と議会・行政が連携し、協働を図ることができる庁舎とする。
- (4) 地震や水害等の災害時の防災拠点としての機能を有する庁舎とする。
- (5) 環境に配慮した施設とし、経済的で維持管理のしやすい庁舎とする。
- (6) 高度情報化や市民ニーズの多様化、また、行政組織の変化など将来のあらゆる変化に柔軟に対応できる庁舎とする。

5.建設に向けての条件

(1) 建設の基本指標

① 想定人口

本市の総合計画において設定されている66,200人(平成28年度)を想定人口とする。

② 議員数

議会の議員の定数を定める条例によるものとする。

③ 計画職員数

職員適正化計画によるものとする。

④ 庁舎の構成

現在分散している課等を集約するものとする。

集約にあたっては、支所のあり方について検討し、行政サービスが低下しないよう、より一層の情報ネットワークの充実や事務事業の効率化を図り、住民サービスの維持・向上に向けた取組みを検討する。

(2) 庁舎の位置

新庁舎の建設位置については、下記の2案が考えられる。

① 現在の庁舎位置による、建替え案

② 他の場所への移転による、新築案

(3) 敷地面積

おおむね10,000㎡前後

6.建設に向けてのスケジュール

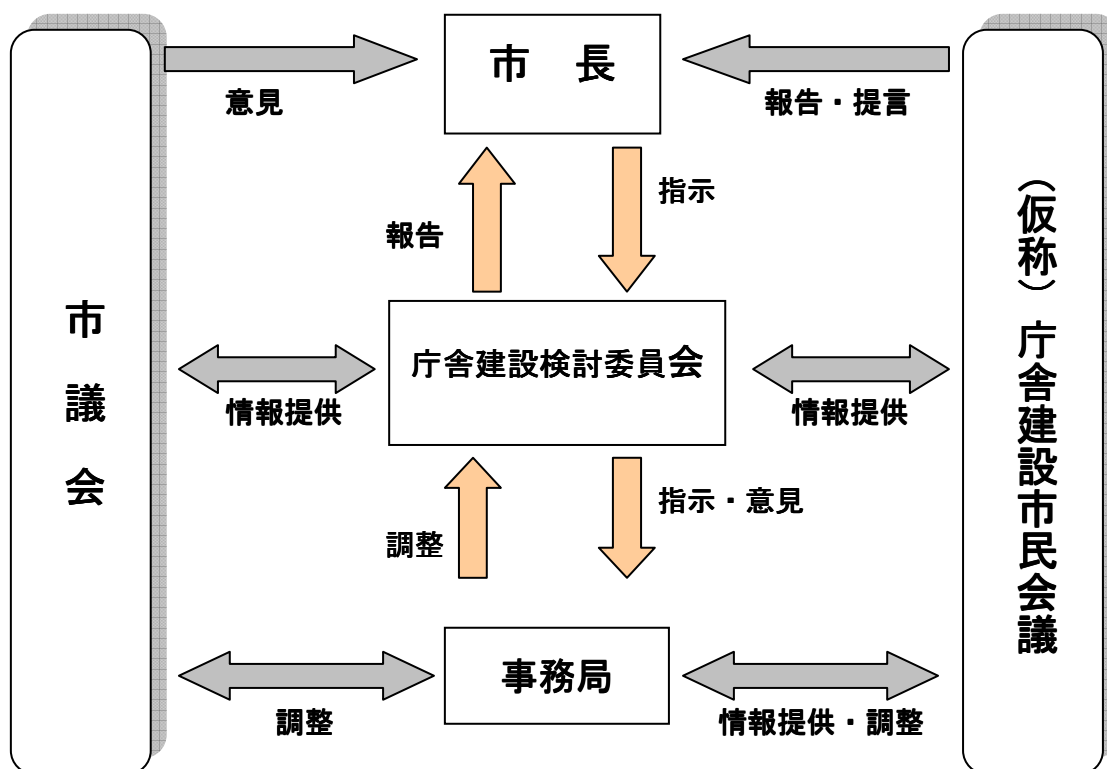
新庁舎の建設は、市民や議会の同意が不可欠であるが、現庁舎の老朽化や防災機能等を考慮した場合、目標年次を次のように定め検討していくものとする。

平成25年度	基本構想（案）の策定、住民や議会への対応
平成26年度	基本設計、開発行為の有無
平成27年度	実施設計、建築確認申請
平成28年度	建設工事
平成29年度	建設工事

【課 題】

- ・基本構想の策定及び推進体制の整備
- ・市民への周知、議会对応
- ・建設場所の位置を早急に決定しなければならない。
- ・財源の確保

7. 新庁舎建設推進体制



旭市庁舎建設検討委員会設置規程

（設置）

第1条 市の新庁舎（以下「新庁舎」という。）建設に関する事項について調査検討することを目的に、旭市庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新庁舎建設の基本構想案の作成
- (2) 新庁舎建設の基本計画の策定のための提言
- (3) その他新庁舎の建設に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

（ワーキンググループ）

第5条 委員会の下にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、委員長の命を受け、第2条各号に掲げる事務を達成するため、専門的及び技術的な事項について調査研究を行い、その結果を委員長へ報告するものとする。
- 3 ワーキンググループは、委員長が指名する職員をもって組織する。

（庶務）

第6条 委員会及びワーキンググループの庶務は、総務課庶務行政班において処理する。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日から平成19年3月31日までの間は、第3条第2項中「副市長」とあるのは、「助役」と読み替えるものとする。

別表（第3条関係）

職
秘書広報課長
総務課長
企画課長
財政課長
税務課長
市民課長
社会福祉課長
都市整備課長
議会事務局長
教育委員会庶務課長